

利用許諾条項 インタラクティブ配信（非商用配信の使用料が適用される場合）

（目的）

第1条 この利用許諾条項は、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という。）が著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）をインタラクティブ配信の方法で利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対して、JASRACがその利用を許諾する場合の許諾内容を定めることを目的とします。

（利用許諾）

第2条 JASRACは、利用者に対し、利用者から提出された音楽著作物利用許諾申込書（以下「申込書」という。）に基づき、音楽著作物利用許諾書（以下「許諾書」という。）に記載した許諾条件の範囲内において、管理著作物を、インタラクティブ配信により利用すること（ただし、JASRACが外国著作権管理団体との間の相互管理契約に基づき著作権を管理する音楽著作物（以下「外国楽曲の管理著作物」という。）については、当該相互管理契約においてJASRACが日本国外向け配信に対し利用許諾することが認められた著作物を除き、原則として日本国内で受信される範囲に限ります。）を許諾します。

- 前項の申込書は、利用者が、JASRACの運営するインターネットサービス「J-TAKT（<https://j-takt.jasrac.or.jp/>）」への登録手続きにより作成し、これに捺印してJASRACに提出するものとします。ただし、特別な事情により、上記の登録が困難なときは、この限りではありません。
- 利用者が本利用許諾の前にJASRACの許諾を得ずに管理著作物を利用しているときは、JASRACは、当該利用に係る使用料相当額として許諾書に記載した金額を支払うことを条件として第1項の利用許諾を行うものとします。
- 利用者が許諾書記載の許諾条件の範囲を超えて管理著作物を利用しようとするときは、事前に別途JASRACの利用許諾を受けなければなりません。
- この利用許諾は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を含みません。

（管理著作物の範囲）

- 第3条 管理著作物の範囲は、原則として、JASRACのホームページに掲載するものとします。
- JASRACが、外国著作権管理団体との相互管理契約の内容を変更し、又は新たな外国著作権管理団体との間で相互管理契約を締結したこと等により、外国楽曲の管理著作物の範囲に変更が生じたときは、変更後の外国著作権管理団体等の名称を、遅滞なくJASRACのホームページに掲載するものとします。
 - 保護期間の満了により著作権が消滅した楽曲、及び著作者等との著作権信託契約の終了等によりJASRACの管理外となった楽曲については、当然に管理著作物の範囲から除外されるものとし、本利用許諾に係る管理著作物の範囲は、前2項に規定するホームページへの掲載をもって、利用者に対し、通知したものとみなします。

（利用許諾の譲渡禁止）

第4条 本利用許諾は、許諾書の名宛人に対してのみ有効であり、本利用許諾によって得た権利の全部又は一部を第三者に貸与又は譲渡することはできません。

（著作者人格権の尊重）

第5条 利用者は、音楽著作物の利用に際し、著作者の意に反して変更、切除その他改変し、又は著作者の名誉若しくは声望を害する方法により利用するなど、著作者人格権を侵害する行為をしてはなりません。

（著作物使用料等の支払）

- 第6条 利用者は、JASRACに対し、許諾書記載の著作物使用料及び第2条第3項に規定する使用料相当額を、許諾書記載の支払期日までにJASRACの事務所に持参又は送金して支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
- 前項の送金には、所定の払込票によりコンビニエンスストアにおいて支払う方法を含みます。
 - 第1項の著作物使用料等は、原則として返金いたしません。

（保証金）

- 第7条 JASRACが必要と認めるときは、利用者は、著作物使用料等のほか、保証金を納付しなければなりません。
- 前項の保証金には利息は付しません。

（利用曲目的の報告義務）

第8条 利用者は、JASRACの請求に従い、その指定する方法により、利用曲目の報告義務を負います。

- 利用者は、JASRACの請求があったときは、配信楽曲のデータファイル、及び楽曲を配信するホームページを構成するHTMLファイル等の複製物を、すみやかに提出するものとします。
- JASRACは、本条前2項の規定により報告を受けたデータ及び情報を第三者に開示しないものとします。

（利用者の登録事項の変更手続き）

第9条 利用者のJ-TAKTへの登録事項に変更が生じたときは、すみやかにJASRACが指定する方法により、変更の手続きをするものとします。

（違約金）

- 第10条 利用者が、著作物使用料等の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済にいたるまで、年20%（1年を365日とする日割計算）の割合による違約金を著作物使用料等に付加してJASRACに支払うものとします。
- 利用者が、第2条第4項の規定に違反して本利用許諾に係る許諾条件の範囲を超えてインタラクティブ配信の方法により管理著作物を利用したときは、当該利用について、使用料規程「第11節インタラクティブ配信」の規定を適用して算出した使用料相当額に、年20%（1年を365日とする日割計算）の割合による違約金を付加してJASRACに支払うものとします。この場合、当該利用に対して適用可能な規定が複数あるときは、JASRACにおいて適用する規定を決するものとします。

（許諾マーク・許諾番号等の表示）

- 第11条 利用者は、楽曲を配信するホームページ等に、JASRACの指定する方法により許諾マーク及び許諾番号を表示するものとします。
- 利用者は、楽曲を受信者にリクエストさせる画面等に、利用する管理著作物の題号及び著作者名を表示するものとします。
 - 利用者に前2項の表示をすることができない特別な事情があり、JASRACがこれを認めるときは、その表示を免除することができます。

（利用許諾からの除外）

第12条 JASRACは、管理著作物のうち、著作権の帰属に疑義がある楽曲又は他の著作物の権利を侵害している疑いのあると判断した楽曲については、本利用許諾に係る管理著作物の範囲から除外することができます。

（利用許諾の解除）

- 第13条 利用者に、次の各号のいずれかの事由があるときは、JASRACは2週間以上の期間を定めた催告の上、本利用許諾を解除できるものとします。
- 利用者が、本利用許諾条項に定める利用者の義務に違反したとき。
 - 利用者が許諾書に記載した許諾条件の範囲を超えて管理著作物をインタラクティブ配信の方法で利用したとき。
 - 利用者がJASRACの利用許諾を受けずに、インタラクティブ配信以外の方法で管理著作物を利用したとき。
- 2 前項により本利用許諾が解除された場合においても、利用者は第6条第1項に定める著作物使用料等及び第10条に定める違約金の支払義務を免れません。

（個人情報の利用目的）

- 第14条 JASRACが取得した利用者の個人情報は、次の(1)、(2)のために必要な範囲以外では利用いたしません。
- 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金分配業務等、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
 - 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
- ただし、上記利用目的の達成のために必要な範囲で第三者に提供場合があります。

（信義則）

第15条 JASRAC及び利用者は、本許諾条項に定めのない条項、又はインタラクティブ配信の急速な技術の発展や流動的な利用形態である等の実態に鑑み、JASRACの予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

（合意管轄）

第16条 本利用許諾に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。